

開発行為の軽微な変更の届出（2部提出）

省令第28条の4の規定に該当する軽微な変更を行った場合は、次のものを提出してください。

（添付図書については申請時以前6ヶ月以内のもの）

- ・開発許可事項変更届出書
- ・委任状（申請手続等を代理者が行う場合に添付）
- ・位置図
- ・案内図
- ・当初の許可申請書の添付図書のうち、変更前と変更後のもの